

協会けんぽ北海道支部からのお知らせ

平成28年度の保険料率改定について、平成29年3月分（5月1日納付期限分）から健康保険料率は10・22%（プラス0・07%）、介護保険料率は1・65%（プラス0・07%）となります。

厳しい経済状況の中ですが、何卒、ご理解くださるようお願い申し上げます。

◇お問い合わせ先

全国健康保険協会（協会けんぽ）
北海道支部
電話011-726-0352

自動車税の住所変更について

自動車税は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。引越して住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。

▼運輸支局で必要な登録手続き

- ・住所が変わった（変更登録）
 - ・自動車を買った（移転登録）
 - ・自動車を使用しなくなった（抹消登録）
- 平成29年度の自動車税納税通知

書を実際にお届けするために、3月中に手続きをお願いいたします。

▼変更登録が間に合わないときは

札幌道税事務所にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税の住所変更手続きが可能です。

◇お問い合わせ先

札幌道税事務所自動車税部
電話011-746-1197
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm>

交通事故の援護制度について

交通事故被害世帯の皆さんに次のような援護制度がありますので、ご利用ください。

▼交通遺児等育成資金貸付（無利子）

○対象

自動車（バイク含む）事故により保護者の方が亡くなられたり、重い後遺障害を残すこととなったご家庭のお子さまで、0歳から中学校卒業まで

○貸付金額

1人につき最初一時金15万5千円、以後月額2万円または1万円（選択制）、小・中学校入学時に入学支度金4万4千円（希

望者のみ）

○返還方法

貸付期間終了後、原則として20年以内の月々均等払いにより返還

○その他

高校、大学等に在学中は返還猶予が可能です。

▼重度後遺障害者介護料支給

○対象

自動車（バイク含む）事故により、脳、脊髄、または胸腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とする方で一定の要件に該当する方（自損・他損は問いません）

○支給額

月額29,290円～136,880円の範囲で、障害の程度や介護費用の支出に応じて支給
※「短期入院・短期入所」費用も別途支給

○注意

介護保険サービス、労災の介護給付等との併用はできません。

◇お申込み・お問い合わせ先

（独）自動車事故対策機構旭川支所
電話0166-40-0111

交通事故の損害賠償問題でお困りの方へ

自動車事故の被害にあわれ、示談をめぐる損害賠償の問題でお困りの方へ、弁護士が「中立・公正」な立場で、当事者間の紛争解決のお手伝いをします。

被害者ご本人に損害賠償問題の法律知識がなくても、交渉に不慣れでも安心です。

弁護士費用は、一切かかりません。（無料です）

まずは、電話で予約をお願いいたします。

※ご相談になじまない場合もありますので、ご確認をお願いいたします。

◇お問い合わせ先

（財）交通事故紛争処理センター札幌支部
電話011-281-3241
札幌市中央区北1条西10丁目
札幌弁護士会館4階

北海道漁港管理条例の一部改正について

▼漁港での遊泳禁止

漁業者と遊泳者のトラブル防止のため、条例により、道内の全